

令和2年第6回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月8日(月)午後2時から午後2時15分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (9人)

1番 荒谷 隆

3番 阿部 範彦

5番 浜谷 秀雄

6番 坂 政和

7番 長根 義則

8番 郷州 公典

9番 横道 文男

11番 中城 司

会長職務代理者 13番 百目木 憲一

4. 欠席委員 (5人)

2番 堰合 とし

4番 久保 雅庸

10番 大下 修

12番 土橋 剛

会長 14番 久保沢 壽一

5. 出席農地利用最適化推進委員 (1人)

赤保内 地区 野沢 昭

6. 欠席推進委員 (8人)

石鉢 地区 森 正 浩

鳥屋部 地区 鹿原 仁

金山沢 地区 向井 成 男

田代 地区 水合 達 徳

登切 地区 清水頭 保 孝

大蛇 地区 笹山 勝 彦

道仏 地区 糸坪 岩 雄

小舟渡 地区 大平 義 治

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第 6号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について

第4 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長) 地 代 所 誠

副参事 (事務局次長) 清 水 恵 美 子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 9 名、推進委員 1 名です。 農業委員の数が定足数に達していますので、令和 2 年第 6 回階上町農業委員会総会を開会します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、7 番 長根委員、8 番 郷州委員を指名します。 日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定します。 これより、議事に入ります。 日程第 3、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」の件を議題とします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 6 号</u>について朗読いたします。 <u>1 ページ</u>をお願いします。【案件朗読】</p> <p>報告第 6 号の詳細について説明いたします。 本件は、農地法第 18 条ただし書きにより、都道府県知事の許可を得ないで解約した場合には、その後 30 日以内に市町村の農業委員会を経由し、届出書を提出（第 18 条第 6 項）することとされており、届出書の受理及び不受理について通知することとされています。なお、当町は県より権限移譲されておりますので、当町農業委員会に於いて受理、不受理したものについて、直近の農業委員会へ報告するものです。</p> <p>それでは、番号 2 についてですが、賃借人が解除条件付で農地法第 3 条の許可を受けて平成 22 年 7 月より耕作していた農地について、合意解約するもので、令和 2 年 5 月 18 日に合意解約し、同日引渡しとなったことから、合意解約の日から引渡しの日まで 6 月以内となるので、第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、解約の日から 30 日以内に届出書を提出していることから、受理したものです。</p>

	<p>次に、番号3ですが、貸主から農地中間管理機構を経由し、借主へ賃貸借を行ったものですが、その農地のうち志民久保21番地の一部11,800㎡について、湧水などにより耕作不能となる箇所があり、3者確認の上、合意解約することとしたものです。令和2年5月22日に合意により解約し、同日農地を引渡し、解約の日から30日以内の届出となっておりますので、番号2同様に受理としたものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第6号の件を終了いたします。</p> <p>日程第4、議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第18号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>3ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第18号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号10は、農地保有適格法人である賃借人が、農地法第3条により3年間の賃貸借で借り受けるものです。</p> <p>賃借人については、主たる目的が農業であり、株主の議決権の1/2以上が移転した農地の保有者又は継承者であるか、その法人の主たる農業従事者（従事日数が最低60日以上など）であること、常時従事者たる構成員が理事の過半を占めていること、常時従事者のうち1人以上がその法人の農業に必要とする農作業の日数の農林水産省例で定める日数（150日以上など）以上従事していることなどの要件を満たした農地保有適格法人であり、現在も町内で10ha以上のそば等の作付けを行っていることから問題ないと判断するものです。</p> <p>また、先ほどの報告第6号で合意解約した賃借人とは、同属的な関係にあり、農地保有適格法人に農地を引き継ぐことで、法人の事業内容の整理を図るものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地</p>

	<p>区担当の野沢推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>6月1日、会長、局長、坂委員、賃借人の代表者と私の5人で現地を確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり決定することとします。</p>
事務局	<p>これにて、本会議に付議された全議案が終了しました。 以上をもちまして、令和2年第6回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。</p>
	<p>令和2年6月8日</p>
	<p>議事録署名者 議長 <u>百目木 憲 一</u></p>
	<p>7番 <u>長 根 義 則</u></p>
	<p>8番 <u>郷 州 公 典</u></p>